

研究会・シンポジウム報告

2014年10月19日（日）定例研究会報告

テーマ：日本における人種差別を考えるシンポジウム ～ ヘイトスピーチをきっかけに
基調講演：パトリック・ソーンベリー氏（キール大学名誉教授）

パネラー：西土彰一郎氏（成城大学教授）、師岡康子氏（弁護士）、藤本美枝氏（弁護士）

時間：13:00～17:00

場所：専修大学・神田校舎 5号館 551 教室

参加者数：約100人

報告内容概略：

シンポジウムは近年日常的に人種差別が扇動される日本社会において、人種差別に対する国際的な基準を踏まえながら、人種差別構造を再認識し、その克服を考える目的で実施された。

ソーンベリー氏は、まず人種の優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動を法律で処罰すべき犯罪であるとし、人種差別を助長し扇動するすべての宣伝活動を違法として禁止するよう求めた人種差別撤廃条約第4条の意義を述べた。また、人種差別撤廃委員会の“一般的勧告35・人種主義的ヘイトスピーチと闘う”をもとに、締約国が人種差別を禁止する民法、行政法、刑法にまたがる包括立法を制定することが必要だ、しかし人種主義的表現形態を犯罪とするにあたっては重大なものに留めるべきであり、合理的な疑いの余地がないところまで立証されなければならないことも強調した。

その後のパネルディスカッションでは、師岡氏からヘイトスピーチばかりではない日本における人種差別の現状が報告され、人種主義的ヘイトスピーチは対象となるマイノリティに現実の被害を及ぼすとともに民主主義社会を破壊するものだと指摘された。

他方、西土氏は、社会的害悪をもたらす表現は本来、憲法にいう表現の自由の保護対象ではないとしつつも、ヘイトスピーチへの規制は表現内容に対するもので規制対象を限定できず、恣意的立法・運用のおそれが排除できないので規制すべきではないとした。

藤本氏は、人種差別を撤廃し、憲法上及び国際法上認められた人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とした JCLU の人種差別撤廃法要綱について解説するとともに、人種差別を撤廃する救済手続きや日本における人種差別撤廃委員会の設立について提案した。

以上

記：専修大学文学部・山田健太